

群馬県立女子大学学部教員選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県公立大学法人職員就業規則（以下「就業規則」という。）に基づき、群馬県立女子大学学部教員の採用及び昇任に係る選考の手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

(学部専任教員の採用及び昇任に係る選考手続き)

第2条 学部の専任の教授、准教授、講師（以下、「学部専任教員」という。）の採用並びに専任の教授及び准教授への昇任について、次の手続きにより行う。

- (1) 学長は、人事委員会に対して、群馬県立女子大学の基本方針「求める教員像及び教員組織の編成方針」に基づき年度人事方針を策定すること、及び採用候補者又は昇任候補者に係る審議を行うことを求める。
- (2) 人事委員会は、前号の求めにより、年度人事方針を策定し、その方針に基づき採用候補者又は昇任候補者に係る審議を行う。人事委員会は審議の過程において、必要に応じて教育研究審議会と協議することができる。
- (3) 学長は、採用候補者又は昇任候補者に関する人事委員会の審議を踏まえ、採用予定者または昇任予定者を決定し、理事長に上申する。

(学部専任教員の採用及び昇任の選考方法)

第3条 学部専任教員の採用及び昇任は、それぞれ就業規則第5条及び第11条に規定する選考によるものとする。

- 2 学部専任教員の採用に係る募集は、公募の方法により行う。
- 3 選考は、大学設置基準等により行う。
- 4 群馬県立女子大学学則第14条第3項第3号の規定により、学長は、学部専任教員の採用及び昇任について決定するにあたり、教授会に意見を求めることができる。学長は、教授会から聴取した意見を人事委員会に伝達するものとする。
- 5 学長は、前項の審議において必要と認めるときは、教授会に対して候補者の審査状況について説明を求めることができる。

(非常勤講師の選考方法)

第4条 学部の非常勤講師の選考手続きは、第2条及び第3条の規定にかかわらず、別途定める。

(事前の選考)

第5条 定年その他の理由によって、あらかじめ退職又は転出の予定される者の後任は、事前に選考手続きを行うことができる。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、教員の採用及び昇任の選考に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

(事務)

第7条 学部教員の選考に関する事務は、総務企画係で処理する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、人事委員会の議を経て、学長が行う。

附則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に、廃止前の群馬県立女子大学教員の選考等に関する規程（平成14年評議会規程第4号）、群馬県立女子大学文学部教員選考規程及び群馬県立女子大学国際コミュニケーション学部教員選考規程の規定に基づきされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定に基づきされた処分、手続その他の行為とみなす。